

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p data-bbox="350 804 1086 863">建築維持補修工事共通仕様書</p> <p data-bbox="596 1346 834 1388">2019年04月</p>  <p data-bbox="590 1717 1026 1822">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1665 804 2401 863">建築維持補修工事共通仕様書</p> <p data-bbox="1893 1346 2160 1388">平成30年7月</p>  <p data-bbox="1896 1717 2332 1822">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2694 180 2763 212">変更</p>

目次

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 適用	1
1.1.2 用語の定義	1
1.1.3 契約書類の解釈	5
1.1.4 計量単位	5
1.1.5 日数の解釈	5
1.1.6 遵守すべき法令等	6
1.1.7 書類の提出	9
1.1.8 受注者相互の協力	9
1.1.9 官公庁等への手続等	9
1.1.10 資料作成作業の協力	10
1.1.11 一括委任または一括下請負の禁止	10
1.1.12 受任者または下請負人の通知	10
1.1.13 工事の下請負	10
1.1.14 施工体制台帳等	11
1.1.15 監督職員の権限及びその行使	12
1.1.16 現場代理人及び主任技術者等	14
1.1.17 専任技術者	15
1.1.18 作業責任者	16
1.1.19 施工指示書	16
1.1.20 履行報告	16
1.1.21 作業日及び時間帯	17
1.1.22 補修基地の使用	17
1.1.23 受注者が確保すべき用地等	17
1.1.24 条件変更等の処理	17
1.1.25 受注者の異議申立書の提出	18
1.1.26 工事の中止	18
1.1.27 不可抗力による損害	18
1.1.28 損害範囲の認定	19
1.1.29 工事の完成	19
1.1.30 工事のしゅん功	20
1.1.31 評定	21
1.1.32 部分使用	21
1.1.33 保険の付保及び事故の補償	21
1.1.34 建築限界の確保	22
1.1.35 文化財の保護	22
1.1.36 工事内容等の公表	22
1.1.37 しゅん功図書	22
1.1.38 コリズ (CORINS) への登録	23

目次

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 適用	1
1.1.2 用語の定義	1
1.1.3 契約書類の解釈	5
1.1.4 計量単位	5
1.1.5 日数の解釈	5
1.1.6 遵守すべき法令等	5
1.1.7 書類の提出	8
1.1.8 受注者相互の協力	9
1.1.9 関係官公署等への手続等	9
1.1.10 資料作成作業の協力	10
1.1.11 一括委任又は一括下請負の禁止	10
1.1.12 受任者又は下請負人の通知	10
1.1.13 補修工事の下請負	10
1.1.14 施工体制台帳等	10
1.1.15 監督職員の権限及びその行使	14
1.1.16 現場代理人及び主任技術者等	14
1.1.17 専任技術者	16
1.1.18 作業責任者	16
1.1.19 施工指示書	16
1.1.20 履行報告	17
1.1.21 作業日及び時間帯	17
1.1.22 補修基地の使用	17
1.1.23 受注者が確保すべき用地等	17
1.1.24 条件変更等の処理	18
1.1.25 受注者の異議申立書の提出	18
1.1.26 補修工事の中止	18
1.1.27 不可抗力による損害	19
1.1.28 損害範囲の認定	19
1.1.29 補修工事の完成	19
1.1.30 補修工事のしゅん功	21
1.1.31 評定	21
1.1.32 部分使用	22
1.1.33 保険の付保及び事故の補償	22
1.1.34 建築限界の確保	22
1.1.35 文化財の保護	22
1.1.36 工事内容等の公表	22
1.1.37 しゅん功図書	23
1.1.38 コリズ (CORINS) への登録	23

変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
1.1.39 建設副産物----- 23	1.1.39 建設副産物----- 24	
1.1.40 過積載等の防止----- 25	1.1.40 過積載等の防止----- 25	
1.1.41 特許権等----- 26	1.1.41 特許権等----- 26	
1.1.42 工事関係者に対する措置請求----- 26	1.1.42 工事関係者に対する措置請求----- 27	
1.1.43 臨機の措置----- 26	1.1.43 臨機の措置----- 27	
1.1.44 用紙の仕様----- 27	1.1.44 管理カードの作成----- 27	
	1.1.45 用紙の仕様----- 27	
第2節 照査	第2節 照査	
1.2.1 設計図書等の照査----- 28	1.2.1 設計図書等の照査----- 28	
第3節 測量及び調査	第3節 測量及び調査	
1.3.1 現場測量----- 29	1.3.1 現場測量----- 29	
1.3.2 工事に伴う調査----- 29	1.3.2 補修 工事に伴う調査----- 29	
第4節 施工管理	第4節 施工管理	
1.4.1 一般----- 30	1.4.1 一 一般----- 30	
1.4.2 実施工程表----- 30	1.4.2 実施工程表----- 30	
1.4.3 施工計画書----- 30	1.4.3 施工計画書----- 30	
1.4.4 品質管理計画書----- 31	1.4.4 品質管理計画書----- 31	
1.4.5 施工法の承諾----- 32	1.4.5 施工法の承諾----- 32	
1.4.6 施工図等の承諾----- 32	1.4.6 施工図等の承諾----- 32	
1.4.7 作業計画書----- 32	1.4.7 作業計画書----- 32	
1.4.8 施工----- 33	1.4.8 施 工----- 32	
1.4.9 ETC業務用カードの貸与----- 33	1.4.9 ETC業務用カードの貸与----- 33	
1.4.10 出来形の管理----- 34	1.4.10 出来形の管理----- 34	
1.4.11 現場社内検査----- 34	1.4.11 現場社内検査----- 34	
1.4.12 工事週報等----- 34	1.4.12 工事週報等----- 34	
1.4.13 工事用仮設構造物等----- 35	1.4.13 工事用仮設構造物等----- 35	
1.4.14 作業用機械の選定等----- 35	1.4.14 作業用機械の選定等----- 35	
1.4.15 環境保全----- 37	1.4.15 環境保全----- 35	
1.4.16 支障物件の処理----- 37	1.4.16 支障物件の処理----- 38	
1.4.17 支給材料及び貸与品----- 38	1.4.17 支給材料及び貸与品----- 38	
1.4.18 工事 現場発生品----- 39	1.4.18 現場発生品----- 39	
第5節 安全衛生管理	第5節 安全衛生管理	
1.5.1 一般----- 40	1.5.1 一 一般----- 40	
1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者----- 40	1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、 元方 安全衛生管理者 及び元方安全衛生管理代理者----- 40	
1.5.3 落下対策----- 42	1.5.3 落下対策----- 41	
1.5.4 災害及び事故報告----- 42	1.5.4 災害及び事故報告----- 42	
1.5.5 工事現場----- 43	1.5.5 補修 工事現場----- 42	
1.5.6 爆発及び火災の防止----- 43	1.5.6 爆発及び火災の防止----- 43	
1.5.7 地下埋設物----- 44	1.5.7 地下埋設物----- 43	
1.5.8 防災対策----- 44	1.5.8 防災対策----- 44	
1.5.9 地震防災及び震災対策----- 45	1.5.9 地震防災及び震災対策----- 44	

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
1.5.10 仮設備の管理----- 45	1.5.10 仮設備の管理----- 45	
1.5.11 交通安全管理----- <u>46</u>	1.5.11 交通安全管理----- 46	
1.5.12 安全・訓練等の実施----- <u>47</u>	1.5.12 安全・訓練等の実施----- 46	
1.5.13 交通事故発生時等の協力業務----- <u>48</u>	1.5.13 交通事故発生時等の協力業務----- 47	
1.5.14 表示施設等----- <u>48</u>	1.5.14 表示施設等----- 47	
第6節 監督職員が行う検査	第6節 監督職員が行う検査	
1.6.1 一般----- <u>49</u>	1.6.1 一 一 般----- 48	
1.6.2 検査----- <u>49</u>	1.6.2 検 一 査----- 48	
1.6.3 受注者の責任----- <u>49</u>	1.6.3 受注者の責任----- 48	
1.6.4 検査 <u>また</u> は立会の時間----- <u>50</u>	1.6.4 検査 又 は立会の時間----- 48	
1.6.5 検査に必要な費用----- <u>50</u>	1.6.5 検査に必要な費用----- 49	
1.6.6 立会の省略----- <u>50</u>	1.6.6 立会の省略----- 49	
第7節 電気工作物保安検査	第7節 電気工作物保安検査	
1.7.1 一般----- <u>51</u>	1.7.1 一 一 般----- 50	
1.7.2 検査----- <u>51</u>	1.7.2 検 一 査----- 50	
1.7.3 受注者の責任----- <u>51</u>	1.7.3 受注者の責任----- 50	
1.7.4 検査に必要な費用----- <u>52</u>	1.7.4 検査に必要な費用----- 51	
第8節 検査員等が行う検査	第8節 検査員等が行う検査	
1.8.1 一般----- <u>53</u>	1.8.1 一 一 般----- 52	
1.8.2 しゅん功検査----- <u>53</u>	1.8.2 しゅん功検査----- 52	
1.8.3 中間検査----- <u>54</u>	1.8.3 中間検査----- 53	
1.8.4 検査書類----- <u>54</u>	1.8.4 検査書類----- 53	
第2章 建物等維持業務	第2章 建物等維持業務	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
2.1.1 適用----- <u>55</u>	2.1.1 適用----- 54	
2.1.2 適用すべき諸基準----- <u>55</u>	2.1.2 適用すべき諸基準----- 54	
2.1.3 業務一般----- <u>55</u>	2.1.3 業務一般----- 54	
第3章 建物等補修工事	第3章 建物等補修工事	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
3.1.1 適用----- <u>56</u>	3.1.1 適用----- 56	
3.1.2 適用すべき諸基準----- <u>56</u>	3.1.2 適用すべき諸基準----- 56	
3.1.3 施工一般----- <u>56</u>	3.1.3 施工一般----- 56	
3.1.4 既存部分等への処置----- <u>56</u>	3.1.4 既存部分等への処置----- 56	
3.1.5 後片付け----- <u>56</u>	3.1.5 後片付け----- 56	
3.1.6 工事記録写真----- 56	3.1.6 補修 工事記録写真----- 56	
第2節 材料一般	第2節 材料一般	
3.2.1 使用材料----- <u>58</u>	3.2.1 使用材料----- 57	
3.2.2 環境への配慮----- <u>58</u>	3.2.2 環境への配慮----- 57	
3.2.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例----- <u>58</u>	3.2.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例----- 57	
3.2.4 工事材料の品質----- <u>59</u>	3.2.4 工事材料の品質----- 58	
3.2.5 工事材料の検査----- <u>59</u>	3.2.5 工事材料の検査----- 58	
第4章 緊急応急対策作業	第4章 緊急応急対策作業	

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
4.1.1 適用----- 62	4.1.1 適用----- 61	
4.1.2 適用すべき諸基準----- 62	4.1.2 適用すべき諸基準----- 61	
4.1.3 一般事項----- 62	4.1.3 一般事項----- 61	
4.1.4 緊急応急対策施工計画書----- 62	4.1.4 緊急応急対策施工計画書----- 61	
4.1.5 緊急応急対策作業の終了----- 63	4.1.5 緊急応急対策作業の終了----- 62	
4.1.6 緊急応急対策作業----- 64	4.1.6 緊急応急対策作業----- 62	
第5章 積雪凍結対策作業	第5章 積雪凍結対策作業	
5.1.1 適用----- 65	5.1.1 適用----- 64	
5.1.2 適用すべき諸基準----- 65	5.1.2 適用すべき諸基準----- 64	
5.1.3 一般事項----- 65	5.1.3 一般事項----- 64	
5.1.4 積雪凍結対策施工計画書----- 65	5.1.4 積雪凍結対策施工計画書----- 64	
5.1.5 積雪凍結対策作業の終了----- 66	5.1.5 積雪凍結対策作業の終了----- 65	
5.1.6 除雪工----- 67	5.1.6 除雪工----- 65	
5.1.7 凍結防止工----- 67	5.1.7 凍結防止工----- 66	
5.1.8 排雪工----- 67	5.1.8 排雪工----- 66	
【資料編】----- 68	【資料編】----- 67	

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
		(略)
1.1.2 用語の定義	1.1.2 用語の定義	
1 契約図書 契約書、設計図書及び施工指示書をいう。	1 契約書類 補修契約書、設計図書及び施工指示書をいう。	変更
		(略)
3 図面 補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更または追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	3 図面 補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更又は追加された設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。	変更
		(略)
18 指示 契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	18 指し示 監督職員が受注者に対し、補修工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	変更
19 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。	19 承諾 契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。	変更
20 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	20 協議 書面により契約書類の協議事項について、発注者若しくは監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	変更
21 提出 監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	21 提出 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、補修工事の施工上必要な事項を記載した書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	変更
22 提示 監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	27 提示 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し補修工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	変更
23 報告 受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。	22 報告 受注者が監督職員に対し、補修工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。	変更
24 通知 発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	23 通知 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>25 連絡</p> <p><u>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u></p>		追加
<p>26 納品</p> <p><u>納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</u></p>		追加
<p>27 電子納品</p> <p><u>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</u></p>		追加
<p>28 書面</p> <p>手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p>	<p>24 書一面</p> <p>手書き、印刷物の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p>	変更
<p>29 立会</p> <p><u>契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u></p>	<p>26 立一会</p> <p><u>契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</u></p>	変更
<p>30 確認</p> <p><u>契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u></p>	<p>26 確一認</p> <p><u>契約書類に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。</u></p>	変更
<p>31 請求</p> <p>発注者または受注者が、契約内容の履行または変更に関して、相手側に書面をもって行う行為または同意を求めることをいう。</p>	<p>28 請一求</p> <p>発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手側に書面をもって行う行為又は同意を求めることをいう。</p>	変更
<p>32 基本品質</p> <p>工事目的物の引き渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。</p>	<p>29 基本品質</p> <p>工事目的物を引渡すに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。</p>	変更
<p>33 品質計画</p> <p>設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。</p>	<p>30 品質計画</p> <p>設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。</p>	変更
<p>34 品質管理</p> <p>品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法をいう。</p>	<p>34 品質管理</p> <p>品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法をいう。</p>	変更
<p>35 施工図等</p> <p>施工図、現寸図、工作図、製作図、その他これらに類するもので、契約図書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。</p>	<p>32 施工図等</p> <p>施工図、現寸図、工作図、製作図、その他これらに類する詳細図等をいう。</p>	変更
<p>36 規格証明書</p>	<p>33 規格証明書</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。</p>	<p>設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。</p>	
<p>37 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。</p>	<p>34 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することを言う。</p>	変更
<p>1.1.3 契約図書の解釈</p> <p>1 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。</p> <p>2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、補修工事共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	<p>1.1.3 契約書類の解釈</p> <p>1 契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。</p> <p>2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書(以下、「特記」という。)、図面、補修工事共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.5 日数の解釈</p> <p>契約図書において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p>1.1.5 日数の解釈</p> <p>契約書類において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	変更
<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号)</p> <p>(2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号)</p> <p>(5)労働安全衛生法(平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号)</p> <p>(7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号)</p> <p>(8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号)</p> <p>(9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号)</p> <p>(10)健康保険法(平成30年7月改正 法律第79号)</p> <p>(11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号)</p> <p>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(14)道路法(平成30年3月改正 法律第6号)</p> <p>(15)道路交通法(平成29年6月改正 法律第52号)</p> <p>(16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号)</p> <p>(17)道路運送車両法(平成29年5月改正 法律第40号)</p> <p>(18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</p>	<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号)</p> <p>(2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号)</p> <p>(5)労働安全衛生法(平成27年5月改正 法律第17号)</p> <p>(6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号)</p> <p>(7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号)</p> <p>(8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号)</p> <p>(9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号)</p> <p>(10)健康保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号)</p> <p>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(14)道路法(平成28年3月改正 法律第19号)</p> <p>(15)道路交通法(平成27年9月改正 法律第76号)</p> <p>(16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号)</p> <p>(17)道路運送車両法(平成28年11月改正 法律第86号)</p> <p>(18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>(19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(20)河川法(平成29年5月改正 法律第31号)</p> <p>(21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(22)港湾法(平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(27)公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28)軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)</p> <p>(29)森林法(平成30年6月改正 法律第35号)</p> <p>(30)環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)</p> <p>(31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32)大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)</p> <p>(33)騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34)水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(35)湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36)振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成29年6月改正 法律第61号)</p> <p>(38)文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(39)砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40)電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</p> <p>(41)消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(44)都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壌汚染対策法(平成29年5月改正 法律第33号)</p> <p>(47)駐車場法(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49)海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正 法律第73号)</p> <p>(51)船員法(平成29年4月改正 法律第21号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53)船舶安全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(54)自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p>	<p>(19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(20)河川法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(22)港湾法(平成28年5月改正 法律第45号)</p> <p>(23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(27)公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28)軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)</p> <p>(29)森林法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(30)環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)</p> <p>(31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32)大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)</p> <p>(33)騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34)水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(35)湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36)振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成27年7月改正 法律第58号)</p> <p>(38)文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(39)砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40)電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</p> <p>(41)消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成28年6月改正 法律第72号)</p> <p>(44)都市公園法(平成29年6月改正 法律第69号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壌汚染対策法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(47)駐車場法(平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49)海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正 法律第73号)</p> <p>(51)船員法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53)船舶安全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p>	

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>(55)自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 <u>(平成27年9月改正 法律第66号)</u></p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 <u>(平成27年9月改正 法律第66号)</u></p> <p>(58)河川法施行法 抄(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59)技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60)漁業法(平成30年7月改正 法律第75号)</p> <p>(61)空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67)職業安定法(平成29年3月改正 法律第14号)</p> <p>(68)所得税法(平成30年1月改正 法律第7号)</p> <p>(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(70)船員保険法(平成29年6月改正 法律第52号)</p> <p>(71)著作権法(平成30年7月改正 法律第70号)</p> <p>(72)電波法(平成30年12月改正 法律第102号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成29年3月改正 法律第14号)</p> <p>(75)農薬取締法(平成30年6月改正 法律第53号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月法律第41号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)個人情報の保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 <u>(平成30年5月改正 法律第32号)</u></p> <p>(82)車両制限令(平成26年5月改正 政令第187号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成30年1月改正 政令第1号)</p> <p>(84)その他の関係法令等</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により</p>	<p>(54)自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55)自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58)河川法施行法 抄(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59)技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60)漁業法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(61)空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67)職業安定法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(68)所得税法(平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(70)船員保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(71)著作権法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(72)電波法(平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成28年3月改正 法律第17号)</p> <p>(75)農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月法律第50号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)個人情報の保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(82)車両制限令(平成26年5月改正 政令第187号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成28年7月改正 政令第258号)</p> <p>(84)—その他の関係法令等</p> <p>2—受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしな</p>	

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p><u>決定しなければならない。</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>3 受注者は、当該補修工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	
<p>1.1.7 書類の提出</p> <p>1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。</p> <p>(1) 請負代金額に係る書類</p> <p>(2) 請負代金代理受領承諾書</p> <p>(3) 遅延利息請求書</p> <p>(4) 監督職員に関する措置請求に係る書類</p> <p>(5) その他現場説明の際に指定した書類</p>	<p>1.1.7 書類の提出</p> <p>1 受注者は、提出書類を設計図書又は「工事関係様式集」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。</p> <p>(1) 請負代金額に係る書類</p> <p>(2) 請負代金代理受領承諾書</p> <p>(3) 遅延利息請求書</p> <p>(4) 監督職員に関する措置請求に係る書類</p> <p>(5) その他現場説明の際に指定した書類</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>1.1.8 受注者相互の協力</p> <p>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村またはその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p>1.1.8 受注者相互の協力</p> <p>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により補修工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>1.1.9 官公庁等への手続等</p> <p>1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。</p> <p><u>3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><u>6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</u></p> <p><u>7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</u></p> <p><u>8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等、明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</u></p>	<p>1.1.9 関係官公署等への手続き等</p> <p>1 受注者は、補修工事期間中、関係官公署その他の関係機関及び地元住民等と緊密な連絡及び十分な協調を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工に当たり、法令若しくは条例又は設計図書の定めにより、受注者が行うべき履行上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項に規定する届け出等の際には、事前にその内容を記載した文書により報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して補修工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>5 受注者は、地域住民等から補修工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民等との間に紛争が生じないように努め、苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書にて記録に残す等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>6 受注者は、国、都、県、区市町村その他の公共団体及び地域住民等と補修工事の施工上必要な協議を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、協議に先立ち、監督職員に事前報告</p>	<p><u>変更</u></p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
	の上、これらの協議に当たっては誠意をもって対応しなければならない。	
<p>1.1.10 資料作成作業の協力</p> <p>1 受注者は、監督職員の指示に従い、当社が行う官公庁への協議に必要な資料の作成作業を協力しなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員が、工事に必要な施工関係資料、統計資料等の提出を求めた場合には、資料等を作成し、提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p> <p>4 受注者は、当該工事が当社の実施する施工実態調査の対象となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>5 前1～4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>1.1.10 資料作成作業の協力</p> <p>1 受注者は、監督職員の指示に従い、当社が行う官公署への協議に必要な資料の作成作業を協力しなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員が、補修工事に必要な施工関係資料、統計資料等の提出を求めた場合には、資料等を作成し、提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p> <p>4 受注者は、当該補修工事が当社の実施する施工実態調査の対象となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>5 前1～4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	変更
<p>1.1.11 一括委任または一括下請負の禁止</p> <p>補修契約書第4条に規定する「主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」については、設計図書に基づき発注者が判断するものとする。</p>	<p>1.1.11 一括委任又は一括下請負の禁止</p> <p>補修契約書第4条に規定する「主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」については、設計図書に基づき発注者が判断するものとする。</p>	変更
<p>1.1.12 受任者または下請負人の通知</p> <p>受注者は、補修契約書第6条により総括監督員が受任者または下請負人の通知の請求をした場合は、「下請負人(受任者)通知書」を提出しなければならない。</p>	<p>1.1.12 受任者又は下請負人の通知</p> <p>受注者は、補修契約書第6条により総括監督員が受任者又は下請負人の通知の請求をした場合は、「下請負人(受任者)通知書」を提出しなければならない。</p>	変更
<p>1.1.13 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。<u>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u></p> <p>(1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2)下請負者が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	<p>1.1.13 補修工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1)受注者が、補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2)下請負者が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3)下請負者は、当該下請負補修工事の施工能力を有すること。</p>	追加
<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。</p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1)建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3)一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任している場合</p>	<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。</p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1)建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3)監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</p> <p>(4)一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任している場合の</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="498 262 985 508" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 写真 2 cm × 3 cm 程 度 会社 ◇◇建設株式会社 印</p> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p>のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="1804 262 2291 508" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 写真 2 cm × 3 cm 程 度 会社 ◇◇建設株式会社 印</p> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	
<p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2) 総括監督員は、決定、指示または協議において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任することができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整 ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者または下請負人の通知の請求 ハ 補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理 ニ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理 ホ 補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い ヘ 補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分または補修基地の修復若しくは取片付け ト 補修契約書第14条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定 チ 補修契約書第16条第3項の規定に基づく調査結果の通知 リ 補修契約書第18条の規定に基づく工事の全部または一部の施工の一時中止の通知 ヌ 補修契約書第21条第2項の規定に基づく指示工期変更の受注者協議開始日の通知 ル 補修契約書第22条第2項の規定に基づく契約単価の変更の受注者協議開始日の通知 ヲ 補修契約書第23条第3項の規定に基づく契約単価の変更の受注者の協議開始日の通知 ヅ 補修契約書第27条第1項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受領 カ 補修契約書第27条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知 コ 補修契約書第36条第1項の規定に基づく破壊検査 	<p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2) 総括監督員は、決定、指示又は協議において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任することができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整 ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求 ハ 補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理 ニ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理 ホ 補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い ヘ 補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け ト 補修契約書第14条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定 チ 補修契約書第16条第3項の規定に基づく調査結果の通知 リ 補修契約書第18条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知 ヌ 補修契約書第21条第2項の規定に基づく指示工期変更の発注者と受注者の協議開始日の通知 ル 補修契約書第22条第2項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の通知 ヲ 補修契約書第23条第3項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の通知 ヅ 補修契約書第27条第1項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受領 カ 補修契約書第27条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知 コ 補修契約書第36条第1項の規定に基づく破壊検査 	<p style="color: red;">変更</p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾または協議を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、契約図書において現場監督員の立会の上、施工すると指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、または他の担当監督員に命じて立会わせることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整 ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者または下請負人の通知の請求 ハ 補修契約書第7条第2項に掲げる権限 ニ 補修契約書第7条第4項に掲げる行為 ホ 補修契約書第7条第5項に掲げる受領行為 ヘ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理 ト 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等 チ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会 リ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求 ヌ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為 ル 補修契約書第13条第2項に掲げる検査 ヲ 補修契約書第16条第2項に掲げる調査 ヅ 補修契約書第24条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限 <p>3 担当監督員</p> <p>(1)総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員または主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約図書に定める検査及び立会(確認を含む)を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 補修契約書第7条第2項第2号に掲げる権限 ロ 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等 ハ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会 ニ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求 ホ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為 ハ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為 	<p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会の上施工すると指定された補修工事のほか、主任監督員が必要と認める補修工事についても随時立会、又は他の担当監督員に命じて立ち会わせることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整 ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求 ハ 補修契約書第7条第2項に掲げる権限 ニ 補修契約書第7条第4項に掲げる行為 ホ 補修契約書第7条第5項に掲げる受領行為 ヘ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理 ト 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等 チ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会 リ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求 ヌ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為 ル 補修契約書第13条第2項に掲げる検査 ヲ 補修契約書第16条第2項に掲げる調査 ヅ 補修契約書第24条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限 <p>3 担当監督員</p> <p>-(1)総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約書類に定める検査及び立会(確認を含む)を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、補修工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 補修契約書第7条第2項第2号に掲げる権限 ロ 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等 ハ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会 ニ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求 ホ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為 ハ その他主任監督員が必要と認める事項 	

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>△ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員 総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示または承諾を行ったときは、受注者は、当該指示または承諾に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による指示または承諾は、当該指示または承諾の日から7日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。</p>	<p>4 施行管理員 総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示又は承諾に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から7日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。</p>	
<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者(以下「主任技術者」という。)<u>または専任の監理技術者(以下「監理技術者」という。)</u>、専門技術者を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 補修契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者または監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>3 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者または監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。 <u>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。</u>また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定した上で「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。 ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。 (1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>4 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者または監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。 <u>なお、監理技術者の選定において、建設業法第26条第2項の指定建設業は、建築工事業とする。</u></p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者</p>	<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者(以下「主任技術者」という。)又は専任の監理技術者(以下「監理技術者」という。)、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者(以下「元方安全衛生管理者」という。)を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて提出しなければならない。 2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、契約締結後14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>3 補修契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第6項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。 <u>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。</u> また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。 ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。 (1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなけれ</p>	<p>変更</p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、建築施工管理(一級・二級)に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、建築施工管理(一級)に関する検定種目に合格した者</p> <p>ロ 建築士法第4条の規定による建築士(一級・二級)の免許を受けた者</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</p> <p>6 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しなければならず、監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p>	<p>ばならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2) 主任技術者 建設業法第26条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者。</p> <p>4 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、建築施工管理(一級・二級)に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、建築施工管理(一級)に関する検定種目に合格した者</p> <p>■ 建築士法第4条の規定による建築士(一級・二級)の免許を受けた者</p> <p>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者。なお、監理技術者の選定において、建設業法第26条第2項の指定建設業は、建築工事業とする。</p> <p>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならず、監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第2項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	
<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 <u>現場代理人及び主任技術者等</u>の規定のほか、<u>設計図書</u>に定めのある場合は専任技術者(標準仕様書または改修標準仕様書に規定する施工管理技術者をいう。)を定め、当該工種の着手前に、「専任技術者選定通知書」を提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これ</p>	<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16の規定のほか、<u>設計図書</u>に定めのある場合は専任技術者を定め、当該工種の着手前に、「専任技術者選定通知書」を提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p>	<p>変更</p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>らを兼ねることができるものとする。</p> <p>2 受注者は、専任技術者を、設計図書に定めのある工事の施工指示履行期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。</p> <p>3 専任技術者の資格は、補修工事共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有する者とする。</p>	<p>2 受注者は、専任技術者を、設計図書に定めのある補修工事の施工指示履行期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。</p> <p>3 専任技術者の資格は、補修工事共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有する者とする。</p>	
		(略)
<p>1.1.20 履行報告</p> <p>受注者は、補修契約書第9条の規定に基づき契約の履行を報告しなければならない。この場合、監督職員より特別の指示がない限り1.4.2の第1項、1.4.3及び1.4.11をもって履行報告に代えることができるものとする。</p>	<p>1.1.20 履行報告</p> <p>受注者は、補修契約書第9条の規定に基づき契約の履行を報告しなければならない。この場合、監督職員より特別の指示がない限り1.4.11をもって履行報告に代えることができるものとする。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.22 補修基地の使用</p> <p>1 受注者は、補修契約書第14条第1項に規定する補修基地を設計図書において「貸与する」旨の記載がある場合は、無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の補修基地を専ら工事の施工の目的として使用しなければならない。</p> <p>3 受注者は、補修基地を使用するときは、「基地使用許可申請書」を提出し、承諾を得なければならない。ただし、使用途中において、その使用方法の変更または一部返還を監督職員が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。</p>	<p>1.1.22 補修基地の使用</p> <p>1 受注者は、補修契約書第14条第1項に規定する補修基地は、設計図書に「貸与する」旨の記載がある場合は、無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の補修基地を専ら補修工事の施工の目的として使用しなければならない。</p> <p>3 受注者は、補修基地を使用するときは、「基地使用許可申請書」を提出し、承諾を得なければならない。ただし、使用途中において、その使用方法の変更又は一部返還を監督職員が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。</p>	変更
<p>1.1.23 受注者が確保すべき用地等</p> <p>1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。</p> <p>3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>1.1.23 受注者が確保すべき用地等</p> <p>1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び補修工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、補修工事の施工上必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び専ら受注者が使用する用地等の借地をいう。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。</p> <p>3 受注者は、補修工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.25 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者または現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者または監督職員に「異議申立書」を提出することができる。</p> <p>2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者または監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者または現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前2項の「異議申立書」を提出したときであっても、1.1.26により総括監督員が工事の中止を通知</p>	<p>1.1.25 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者又は現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者又は監督職員に「異議申立書」を提出することができる。</p> <p>2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者又は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者又は現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前2項の「異議申立書」を提出したときであっても、1.1.26により総括監督員が補修工事の中止を</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>したときを除き、工事の全部または一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者または現場代理人が、「異議申立書」を第1項に定める期間内に発注者または監督職員に提出しなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	<p>通知したときを除き、補修工事の全部又は一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者又は現場代理人が、「異議申立書」を第1項に定める期間内に発注者又は監督職員に提出しなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	
<p>1.1.26 工事の中止</p> <p>1 総括監督員は、補修契約書第18条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった場合。</p> <p>(3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(4) 天候条件の変化により、作業が不適当な場合。</p> <p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p> <p>(6) 受注者が契約図書に違反した場合、または監督職員の指示に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については、「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	<p>1.1.26 補修工事の中止</p> <p>1 総括監督員は、補修契約書第18条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、補修工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため補修工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 補修工事着手後、環境問題等の発生により補修工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>(3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(4) 天候条件の変化により、作業が不適当な場合。</p> <p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p> <p>(6) 受注者が契約書類に違反した場合又は監督職員の指示に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、補修工事中止期間において、補修工事の出来形部分、補修工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、補修工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その補修工事の維持保全に努めるとともに、補修工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については、「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	<p>変更</p>
		<p>(略)</p>
<p>1.1.29 工事の完成</p> <p>1 受注者は、「施工指示書」に係る工事が完成したときは、補修契約書第28条第1項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事の完成日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された工事が完成していること。</p> <p>(2) 補修契約書第15条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合または監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書(写し)</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 維持補修工事完成届</p> <p>ニ 施工計画書及び作業計画書</p> <p>ホ 実施工程表</p> <p>ヘ 工事打合せ簿</p> <p>ト 工事週報等</p> <p>チ 材料検査に関する書類</p>	<p>1.1.29 補修工事の完成</p> <p>1 受注者は、「施工指示書」に係る補修工事が完成したときは、補修契約書第28条第1項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 補修工事の完成日とは補修工事が完成した日をいい、補修工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 補修契約書第15条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について、設計図書に特別に定められている場合又は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書(写し)</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 維持補修工事完成届</p> <p>ニ 施工計画書及び作業計画書</p> <p>ホ 実施工程表</p> <p>ヘ 工事打合せ簿</p> <p>ト 工事週報等</p>	<p>変更</p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容								
<p>リ 貸与品に関する書類 ヌ 図面及び出来形図表 ル 現場検査カード ヲ 工事写真 ワ 材料計算書 <u>カ 管理カード</u> ヨ 工事完了明細報告書 タ その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。 遅延日数=<u>(維持補修工事完成届受領日－指示工期末日)</u> <u>＋(修補完了通知書受領日－不合格の通知日)</u></p> <p>4 <u>受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</u></p> <p>5 <u>受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。</u></p> <p>6 受注者は、1.8.2に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引き渡すものとする。</p>	<p>チ 材料検査に関する書類 リ 貸与品に関する書類 ヌ 図面及び出来形図表 ル 現場検査カード ヲ 工事写真 ワ 材料計算書 カ 「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」(首都高速道路株式会社平成22年7月制定)に基づき作成した管理カード ヨ 工事完了明細報告書 タ その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。 遅延日数=(維持補修工事完成届受領日－指示工期末日)＋ (修補完了通知書受領日－不合格の通知日)</p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは、当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)」に基づき監督職員から提出された工事完了明細報告書に記入し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員から指示を行うものとする。工事完了明細報告書は、電子納品等運用ガイドラインの対象外とする。</p> <p>5 受注者は、1.8.2に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。</p>	(略)								
<p>1.1.32 部分使用 交通規制のもとで施工された工事目的物の全部<u>また</u>は一部を、交通規制解除により使用するときは、監督職員の出来形検査を省略することができる。ただし、補修契約書第15条及び第28条の規定は適用するものとする。 なお、交通の用に供することにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰する欠陥があった場合は、受注者の負担でこれを修復しなければならない。</p>	<p>1.1.32 部分使用 交通規制のもとで施工された補修工事目的物の全部<u>又</u>は一部を、交通規制解除により使用するときは、監督職員の出来形検査を省略することができる。ただし、補修契約書第15条及び第28条の規定は適用するものとする。なお、交通の用に供することにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰する欠陥があった場合は、受注者の負担でこれを修復しなければならない。</p>	変更								
<p>1.1.37 しゅん功図書 1 受注者は、表1.1の工事内容の各区分に基づきしゅん功図書を作成し、納品しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。 表1.1 工事内容によるしゅん功図書の作成方法</p> <table border="1" data-bbox="71 1877 1377 1944"> <thead> <tr> <th data-bbox="71 1877 744 1944">工事内容</th> <th data-bbox="744 1877 1377 1944">納品内容・形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	納品内容・形式			<p>1.1.37 しゅん功図書 1 受注者は、表1.1の補修工事内容の各区分に基づきしゅん功図書を作成し、提出しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。 表1.1 補修工事内容によるしゅん功図書の作成方法</p> <table border="1" data-bbox="1377 1877 2683 1944"> <thead> <tr> <th data-bbox="1377 1877 2050 1944">工事内容</th> <th data-bbox="2050 1877 2683 1944">納品内容・形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	納品内容・形式			変更
工事内容	納品内容・形式									
工事内容	納品内容・形式									

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)			旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)			改訂内容
一	建築基準法第二条第十三号による建築の工事	電子納品等運用ガイドラインによる。 <u>(しゅん功図面を作成)</u>	一	建築基準法第二条第十三号による建築の工事	電子納品等運用ガイドラインによる。 -(しゅん功図面を作成)-	
二	仕上、間仕切り、外構等に類する改修工事及び看板及び設備付帯(ピット・設備基礎)等に類するの設置工事並びに除却・撤去等に類する工事	電子納品等運用ガイドラインによる。ただし、35mmマイクロ、A4観音製本集、及びA3判縮刷版製本集は不要とする。 <u>(管理用図面等をもとしゅん功図面を作成)</u>	二	仕上、間仕切り、外構等に類する改修工事及び看板及び設備付帯 -(ピット・設備基礎) 等に類するの設置工事並びに除却・撤去等に類する工事	電子納品等運用ガイドラインによる。ただし、35mmマイクロ、A4観音製本集、及びA3判縮刷版製本集は不要とする。 -(管理用図面等をもとしゅん功図面を作成)-	
三	クラック補修、欠損部補修及び塗装等の現況の機能回復を目的とした工事	工事写真・管理カード	三	クラック補修、欠損部補修及び塗装等の現況の機能回復を目的とした工事	工事写真・管理カード	
四	維持業務	工事写真	四	維持業務	工事写真	
2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引渡すため、しゅん功図書の作成方法を 設計図書 に定めるとき また は監督職員が 指示 したときは、受注者は、その 指示 に従わなければならない。			2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した 補修 工事目的物を第三者に 引き渡 すため、しゅん功図書の作成方法を 設計図書 に定めるとき 又 は監督職員が 指示 したときは、受注者は、その 指示 に従わなければならない。			
						(略)
1.1.39 建設副産物			1.1.39 建設副産物			変更
1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。			1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱 -(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日) 、再生資源の利用の促進について、 -(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日) 、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン -(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日) を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。			
2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト) また は電子マニフェストにより、適正に処理されているか 確認 しなければならない。また、監督職員が必要と認め 指示 したときは、閲覧に供しなければならない。			2 受注者は、建設副産物が搬出される 補修 工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票 -(紙マニフェスト) 又 は電子マニフェストにより、適正に処理されているか 確認 しなければならない。また、監督職員が必要と認め 指示 したときは、閲覧に供しなければならない。			
3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に 提出 しなければならない。			3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に 提出 しなければならない。			
4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に 提出 しなければならない。			4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に 提出 しなければならない。			
5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に 提出 しなければならない。			5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に 提出 しなければならない。			
6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。			6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する 工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1) の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 表-1.1 一定規模以上の工事			
			再生資源利用計画(実施書)の作成		再生資源利用促進計画(実施書)の作成	
			次の建設資材を搬入する工事		次の副産物を搬出する工事	
			1.土砂.....1,000m ³ 以上		1.土砂.....1,000m ³ 以上	
7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定す						

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容														
<p>る工事施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに建設廃棄物処理実施書を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届ける内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載の上、説明しなければならない。</p>	<table border="1" data-bbox="1389 130 2671 441"> <tr> <td data-bbox="1389 130 2030 180">2.砕石……………500t以上</td> <td data-bbox="2030 130 2671 180">2.コンクリート塊</td> <td data-bbox="2300 130 2671 441" rowspan="5" style="vertical-align: middle;">} 200t以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 180 2030 231">3.加熱アスファルト混合物… 200t以上</td> <td data-bbox="2030 180 2671 231">アスファルト・</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2030 231 2671 281">コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2030 281 2671 331">建設発生木材合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2030 331 2671 382">建設汚泥</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2030 382 2671 432">建設混合廃棄物</td> <td></td> </tr> </table> <p>7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する補修工事施工計画書に記載しなければならない。——また、補修工事完成後、速やかに建設廃棄物処理実施書を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届ける内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載のみえ、説明しなければならない。</p>	2.砕石……………500t以上	2.コンクリート塊	} 200t以上	3.加熱アスファルト混合物… 200t以上	アスファルト・		コンクリート塊		建設発生木材合計		建設汚泥		建設混合廃棄物		
2.砕石……………500t以上	2.コンクリート塊	} 200t以上														
3.加熱アスファルト混合物… 200t以上	アスファルト・															
	コンクリート塊															
	建設発生木材合計															
	建設汚泥															
	建設混合廃棄物															
<p>1.1.40 過積載等の防止</p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の工事事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1)法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2)積載重量制限を超過して工事事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3)過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4)資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5)さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p>	<p>1.1.40 過積載等の防止</p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の補修工事事用資材及び機械などの運搬を伴う補修工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1)法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2)積載重量制限を超過して工事事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3)過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4)資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5)さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p>	<p>変更</p>														

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>(7)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、<u>また</u>はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9)下請契約の相手方<u>また</u>は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者<u>また</u>は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10)以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	<p>(7)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、<u>又</u>はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9)下請契約の相手方<u>又</u>は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者<u>又</u>は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10)以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	
<p>1.1.41 特許権等</p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法<u>また</u>は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明<u>また</u>は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、<u>引き渡し</u>を受けた契約の目的物が「著作権法」第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除<u>また</u>は編集して利用することができる。</p>	<p>1.1.41 特許権等</p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法<u>又</u>は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明<u>又</u>は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除<u>又</u>は編集して利用することができる。</p>	変更
<p>1.1.42 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者<u>また</u>は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者、<u>専任技術者</u>(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)<u>が</u>工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>1.1.42 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1 発注者<u>又</u>は監督職員は、現場代理人(統括安全衛生責任者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)<u>が</u>工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者<u>又</u>は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者<u>又</u>は統括安全衛生責任者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)、総括安全衛生監理者、元方安全衛生管理者、元方安全衛生管理代理者<u>が</u>工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	変更
<p>1.1.43 臨機の措置</p> <p>1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的<u>また</u>は人為的事象(以下「天災等」という。)<u>に</u>伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>	<p>1.1.43 臨機の措置</p> <p>1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的<u>又</u>は人為的事象(以下「天災等」という。)<u>に</u>伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>	変更
	<p>1.1.44 管理カードの作成</p> <p>受注者は、施工指示書毎の補修工事が完成したときは、必要に応じて当社制定の「保全情報管理システム管理カ</p>	削除

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
	ド作成要領」に基づき、自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに主任監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託又は請け負わせてはならない。	
1.1.44 用紙の仕様 受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された仕様の用紙を使用しなければならない。	1.1.45 用紙の仕様 受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」(以下「グリーン購入法」という。)第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された仕様の用紙を使用しなければならない。	変更
		(略)
第3節 測量及び調査	第3節 測量及び調査	
1.3.1 現場測量 1 受注者は、 設計図書 及び監督職員の 指示 に従い、工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定により 図面 の照査及び構造物の位置等の 確認 を行い、この結果を速やかに 報告 しなければならない。 2 測量の方法及び精度は、調査・設計共通仕様書(土木編)によるものとする。 3 受注者は、 設計図書 に定められた調査の他、工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、その結果を監督職員に 報告 しなければならない。	1.3.1 現場測量 1 受注者は、 設計図書 及び監督職員の 指示 に従い、 補修 工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定により図面の照査及び構造物の位置等の 確認 を行い、この結果を速やかに 報告 しなければならない。 2 — 測量の方法及び精度は、調査・設計共通仕様書によるものとする。 3 受注者は、 設計図書 に定められた調査の他、 補修 工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、その結果を監督職員に 報告 しなければならない。	変更
		(略)
第4節 施工管理	第4節 施工管理	
1.4.1 一般 受注者は、工事目的物が 契約図書 に適合するよう工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	1.4.1 一般 受注者は、 補修 工事目的物が 契約書類 に適合するよう 補修 工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	変更
		(略)
1.4.3 施工計画書 1 受注者は、 <u>工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての</u> 施工計画書を 監督職員に提出し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する施工計画書を作成するものとする。 (1) 工事概要 <u>(2) 実施工程表(事前に1.4.2により、監督職員の承諾を得ること。)</u> (3) 現場組織表 (4) 主要機械 (5) <u>主要資材</u> <u>(6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む)</u> <u>(7) 施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理)</u> (8) 安全管理 	1.4.3 施工計画書 1 受注者は、 契約後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「施工計画書」を提出しなければならない。 また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する 「施工計画書」 を作成するものとする。 (1) 補修 工事概要 (2) 現場組織 図 (3) 緊急時の体制(連絡体制含む) (4) 仮設備計画 (5) 保安設備 (6) 主要材料(品名、規格、製造業者名を記載する。) (7) 主要機械 (8) 施工計画 (9) 土砂等搬送計画 (10) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>(9) <u>緊急時の体制及び対応</u></p> <p>(10) <u>交通管理</u></p> <p>(11) <u>環境対策</u></p> <p>(12) <u>現場作業環境の整備</u></p> <p>(13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u></p> <p>(14) <u>その他(例：E T C業務用カードの管理等)</u></p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、<u>削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること</u>。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種<u>ごと</u>の施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>(11)環境対策</p> <p>(12)安全衛生管理</p> <p>(13)防災対策計画</p> <p>(14)社内検査体制(工種毎の検査責任者及び検査項目を記載する。)</p> <p>(15) <u>品質出来形管理体制</u></p> <p>(16) <u>建設廃棄物処理計画</u></p> <p>(17)その他必要と認められる事項(E T C業務用カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、「施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該補修工事に着手する前に「変更施工計画書」を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について「変更施工計画書」の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差替えたことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種<u>毎</u>の施工体制、細部計画等補修工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、「施工計画書」又は「変更施工計画書」を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	
		(略)
<p>1.4.7 作業計画書</p> <p>1 受注者は、<u>設計図書に定められているとき、または監督職員からの指示があった場合には</u>、当該作業着手前に、<u>以下の事項</u>を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>現場組織表(当該作業に関する施工体制)</u></p> <p>(2) <u>当該工種の施工工程</u></p> <p>(3) <u>当該工種の施工方法(施工順序及び施工範囲含む)</u></p> <p>(4) <u>使用資材</u></p> <p>(5) <u>使用機械</u></p> <p>(6) <u>施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理・社内検査体制)</u></p> <p>(7) <u>その他各節に特に定める事項等</u></p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に<u>変更に関する事項について</u>、「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p><u>4 受注者は、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書もしくは変更施工計画書に記載することで作業計画書の提出を省略することができる。</u></p> <p><u>5 提出</u>した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。</p>	<p>1.4.7 作業計画書</p> <p>1 受注者は、<u>設計図書に定めがあるとき又は監督職員が必要と認め指示したときは</u>、当該作業着手前に、<u>作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細</u>を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、「作業計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</p> <p><u>4 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に作業計画書を差替えること。</u></p>	<u>変更</u>
		(略)

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>1.4.8 施工</p> <p>1 受注者は、施工指示書、施工計画書及び作業計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに「工事打合せ簿」にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、首都高速道路上にあつては「道路工事等協議書」に従い工事等を施工し、高速道路外の道路にあつては、工事等の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び「道路使用許可申請書」による所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び許可条件を遵守して工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において工事を施工するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。</p> <p>5 受注者は、工事で設置する構造物及び工作物について、その構造体、仕上げ材及び部品等が振動、老朽化等により落下する恐れのないように施工しなければならない。</p> <p>6 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p>	<p>1.4.8 施—工</p> <p>1 受注者は、「施工指示書」及び「施工計画書」並びに「作業計画書」を遵守し補修工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに「工事打合せ簿」にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、首都高速道路上にあつては道路工事等協議書に従い補修工事を施工し、高速道路外の道路にあつては補修工事の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び「道路使用許可申請書」による所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び許可条件を遵守して補修工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において、「補修工事を施工するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし緊急を要する場合は、監督職員の指示に従うこと。</p> <p>5 受注者は、工事で設置する構造物及び工作物について、その構造体、仕上げ材及び部品等が振動、老朽化等により落下する恐れのないように施工しなければならない。</p> <p>6 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p>	<p><u>変更</u></p>
		(略)
<p>1.4.11 現場社内検査</p> <p>1 受注者は、施工計画書または作業計画書に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、施工計画書または作業計画書に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任技術者または監理技術者及び元受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 受注者は、工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p>	<p>1.4.11 現場社内検査</p> <p>1 受注者は、「施工計画書」又は「作業計画書」に基づき、補修工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、施工計画書又は作業計画書に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任技術者又は監理技術者及び受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 受注者は、補修工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>1.4.12 工事週報等</p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。<u>この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員から提出の指示があった場合にはこの限りではない。</u></p> <p>3 <u>第1</u>項において、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、<u>第1</u>項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告</p>	<p>1.4.12 工事週報等</p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。</p> <p>2前項において、準備工、工場製作工等の期間及びその他監督職員が認めた場合には、監督職員の承諾を受けた上で、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3第1項において、監督職員が認めた補修工事については、「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、<u>第1</u>項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、<u>第1</u>項の提出方法に準ずるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p>	<p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	
		(略)
<p>1.4.15 作業用機械の選定等</p> <p>1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、<u>1.4.15</u>に示される機械を<u>選定、使用等</u>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、作業用機械の操作、組立<u>また</u>は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1.4.14 作業用機械の選定等</p> <p>1 受注者は、<u>補修</u>工事に使用する建設機械の選定、使用等について、<u>設計図書</u>により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2 受注者は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通大臣官房技術審議官通達平成14年4月1日)」及び「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)」に基づき、原則として指定された排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用しなければならない。なお、施工現場又は補修基地において使用する建設機械の写真撮影を行い、主任監督員に提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、騒音規制法第14条及び振動規制法第14条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、作業用機械の操作、組立<u>又</u>は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.4.16 支障物件の処理</p> <p>1 受注者は、工事の施工に支障を及ぼす既存の物件(以下「支障物件」という。)について、関係者及び監督職員の承諾を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を<u>確認</u>の上、「支障物件報告書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の「支障物件報告書」を提出したときは、支障物件の処理について監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者が自らの都合により既存の物件を移転する必要があるときは、<u>報告</u>しなければならない。これに必要な費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4 受注者は発注者が管理する既設建造物の工事等を行うことにより不要となる部材については、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 監督職員に報告し、処置について監督職員の指示を受けること。</p> <p>(2) 撤去する場合の撤去範囲等については、監督職員の指示を受けること。</p> <p>(3) 残置せざるを得ない場合、その措置について監督職員の指示を受けること。</p>	<p>1.4.16 支障物件の処理</p> <p>1 受注者は、<u>補修</u>工事の施工に支障を及ぼす既存の物件(以下「支障物件」という。)(以下「支障物件」という。)について、関係者及び監督職員の承諾を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を<u>確認</u>の上、「支障物件報告書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の「支障物件報告書」を提出したときは、支障物件の処理について監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者が自らの都合により既存の物件を移転する必要があるときは、<u>報告</u>しなければならない。これに必要な費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4 受注者は発注者が管理する既設建造物の<u>補修</u>工事等を行うことにより不要となる部材については、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 将来的に第三者被害の恐れや点検・補修等の維持管理の支障となる恐れがある場合は、監督職員に報告し、処置について監督職員の指示を受けること。</p> <p>(2) 撤去する場合の撤去範囲等については、監督職員の指示を受けること。</p> <p>(3) 残置せざるを得ない場合、その措置について監督職員の指示を受けること。</p>	変更
<p>1.4.17 支給材料及び貸与品</p> <p>支給材料及び貸与品については、補修契約書第13条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) <u>受注者は、支給材料及び貸与品を補修契約書第13条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理</u>しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、補修契約書第13条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、<u>引き渡</u></p>	<p>1.4.17 支給材料及び貸与品</p> <p>支給材料及び貸与品については、補修契約書第13条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 補修契約書第13条第1項に規定する「引渡場所」について、<u>設計図書</u>に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、補修契約書第13条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、<u>速やか</u>に「支</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p><u>しの日から7日以内</u>に「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p> <p><u>(3) 補修契約書第13条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。</u></p> <p>(4)受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(5)受注者は、<u>しゅん功時(しゅん功前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点)に、「支給材料・貸与材料返還通知書」を、監督職員を通じて発注者に提出</u>しなければならない。</p> <p><u>(6)受注者は、補修契約書第13条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、「支給材料・貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</u></p> <p><u>(7)受注者は、受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(8)受注者は、貸与鋼材の使用に<u>当たって溶接または切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願・切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(9)受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</u></p> <p><u>(10)支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</u></p> <p><u>(11)受注者は、支給材料または貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</u></p> <p>(12)受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</p>	<p>給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p> <p>(3)受注者は、支給材料及び貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料及び貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料及び貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4)受注者は、支給材料及び貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</p> <p>(5)受注者は、支給材料及び貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(6)受注者は、<u>毎月5日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</u></p> <p>(7)受注者は、貸与鋼材の使用に<u>あ</u>って溶接<u>又</u>は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願<u>又は</u>貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8)受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の「機械器具貸与仕様書」の規定によらなければならない。</p> <p>(9)受注者は、補修契約書第13条第9項に定める「不用となった支給材料及び貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	
<p>1.4.18 工事現場発生品</p> <p>1 受注者は、<u>設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものである場合は、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出</u>しなければならない。</p>	<p>1.4.18 現場発生品</p> <p>1 受注者は、補修工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに報告し、監督職員の指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発生品報告書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>補修工事の施工によって生じた現場発生品について、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。</u></p>	変更
<p>第5節 安全衛生管理</p> <p>1.5.1 一般</p> <p>1 受注者は、<u>建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)</u>や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成4年10月)を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日改正)(以下、「土木工事安全衛生管理指針等」という。)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、<u>または</u>公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所<u>または</u>作業環境等の改善</p>	<p>第5節 安全衛生管理</p> <p>1.5.1 一般</p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成4年10月)を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日改正)(以下、「土木工事安全衛生管理指針等」という。)を参考にして、常に補修工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該補修工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、<u>補修工事</u>施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、<u>又は</u>公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、<u>補修工事</u>現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所<u>又は</u>作業環境等の改善</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p>4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p>	<p>を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p>4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p>	
<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</p> <p>1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「総括安全衛生監理者等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「総括安全衛生管理者等選定通知書」により提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</u></p> <p><u>5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</u></p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 <u>労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</u></p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p><u>7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</u></p> <p>(1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p>	<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</p> <p>1 受注者は、1.1.16に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月1回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめた上で監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行でき</p>	<p>変更</p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>8 統括安全衛生責任者は、現場または補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置しすること。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>9 元方安全衛生管理者は、現場または補修基地に専属の者とし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p> <p>10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場または補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、この場合、代理を務める期間にあつては現場または補修基地に専属の者でなければならない。</p> <p>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>ないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。</p> <p>7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	
		(略)
<p>1.5.4 災害及び事故報告</p> <p>1 受注者は、工事の施工中若しくは工事の中止中に災害または事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し、指示を受けなければならない。また、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により提出しなければならない。</p> <p>(1) 補修契約書第27条第1項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 前号以外の災害及び事故については、総括監督員または主任監督員に提出するものとする。</p> <p>2 受注者は、監督職員及び関係機関との連絡が支障無く行われるよう補修基地に連絡要員を置かなければならない。</p>	<p>1.5.4 災害及び事故報告</p> <p>1 受注者は、補修工事の施工中若しくは補修工事の中止中に災害又は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し、指示を受けなければならない。また、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により提出しなければならない。</p> <p>(1) 補修契約書第27条第1項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 前号以外の災害及び事故については、総括監督員又は主任監督員に提出するものとする。</p> <p>2 受注者は、監督職員及び関係機関との連絡が支障無く行われるよう補修基地に連絡要員を置かなければならない。</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>1.5.5 工事現場</p> <p>1 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、</u>工事名、工期、<u>発注者名及び受注者名</u>を記載した標示板を設置し、<u>工事完成後は速やかに標示板を撤去し</u>なければならない。<u>ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</u></p> <p>3 受注者は、首都高速道路上において工事を施工するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。</p> <p>4 受注者は、工事現場が隣接し<u>または</u>同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>5 受注者は、工事現場において交通誘導警備業務を行う必要がある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。</p>	<p>1.5.5 補修工事現場</p> <p>1 受注者は、補修工事現場に補修工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>必要に応じて補修</u>工事現場に補修工事名、<u>工事区間、</u>工事期間、<u>施工業者名、</u>当社名、<u>工事許可条件等</u>を記載した工事標示板を設置しなければならない。<u>この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、首都高速道路上において補修工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。</p> <p>4 受注者は、補修工事現場が隣接し<u>又は</u>同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>5 受注者は、補修工事現場において交通誘導警備業務を行う必要がある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を<u>1</u>名以上配置することにより、事故の発生を警戒、及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>1.5.6 爆発及び火災の防止</p> <p>1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公<u>庁</u>の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、危険物および指定可燃物(以下「危険物等」という)を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を提出しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公<u>庁</u>と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。</p> <p>5 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>6 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>7 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止の<u>ため</u>の立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。</p> <p>8 受注者は、工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。</p>	<p>1.5.6 爆発及び火災の防止</p> <p>1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公<u>署</u>の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、危険物および指定可燃物(以下「危険物等」という)を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を提出しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公<u>署</u>と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。</p> <p>5 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>6 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>7 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止の<u>為</u>の立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。</p> <p>8 受注者は、補修工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を補修工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。</p> <p>9 消火器は適切な箇所に設置し、設置位置を施工計画書、作業計画書に記載しなければならない。また、現場での掲示を行わなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>1.5.7 地下埋設物</p>	<p>1.5.7 地下埋設物</p>	<p><u>変更</u></p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>1 受注者は、工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、「施工指示書」に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の立会の下に、試掘等によって確認しなければならない。</p> <p>2 受注者は、埋設物に接近して工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の立会の有無、緊急時の連絡方法等を協議の上、報告しなければならない。</p> <p>3 受注者は、工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたときまたは埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事の施工に支障となる埋設物の移設または撤去を行うときは、埋設物の管理者と協議し、万全の措置を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。</p>	<p>1 受注者は、補修工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、「施工指示書」に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の立会の下に、試掘等によって確認しなければならない。</p> <p>2 受注者は、埋設物に接近して補修工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と補修工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の立会の有無、緊急時の連絡方法等を協議の上、報告しなければならない。</p> <p>3 受注者は、補修工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、補修工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたとき又は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>4 受注者は、補修工事の施工に支障となる埋設物の移設又は撤去を行うときは、埋設物の管理者と協議し、万全の措置を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。</p>	
		(略)
<p>1.5.9 地震防災及び震災対策</p> <p>1 防災対策</p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。</p> <p>(1)地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。</p> <p>(2)地震が発生したときは、当社制定の「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検または詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。</p> <p>(1)工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。</p> <p>(2)現場での労力及び機材の確保に努めること。</p> <p>3 震災対策</p> <p>受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。</p> <p>(1)被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。</p> <p>(2)重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。</p> <p>(3)被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。</p> <p>(4)他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。</p>	<p>1.5.9 地震防災及び震災対策</p> <p>1 防災対策</p> <p>受注者は、補修工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。</p> <p>(1)地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。</p> <p>(2)地震が発生したときは、当社制定の「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検又は詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに補修工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。</p> <p>(1)補修工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。</p> <p>(2)現場での労力及び機材の確保に努めること。</p> <p>3 震災対策</p> <p>受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。</p> <p>(1)被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。</p> <p>(2)重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。</p> <p>(3)被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。</p> <p>(4)他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>(5) 災害復旧にあたっては、監督職員の指示に従い、速やかに作業計画書により災害復旧計画書を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。</p>	<p>(5) 災害復旧にあたっては、監督職員の指示に従い、速やかに災害復旧計画書を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。</p>	
		(略)
<p>1.5.11 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第26条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、工事車両による土砂等、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 受注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の補修作業終了時及び何らかの理由により補修作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に工事等調整システムに入力するとともに、他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受</p>	<p>1.5.11 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第26条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、補修工事車両による土砂等、補修工事用資材及び機械などの輸送を伴う補修工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る補修工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 受注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の補修作業終了時及び何らかの理由により補修作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに、他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については、監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>変更</p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>けなければならない。</p> <p>12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、<u>また</u>は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者は、作業前ミーティング等において運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、<u>確認の記録を整備</u>しなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。</p>	<p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>12 補修工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員からチェックシートの提出指示があった場合は、速やかに提出すること。</p>	
<p>1.5.12 安全・訓練等の実施</p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2)当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3)土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p> <p>(4)当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認</p> <p>(5)当該工事における災害対策訓練</p> <p>(6)当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(7)その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等<u>また</u>は工事週報等に記録し、報告しなければならない。</p>	<p>1.5.12 安全・訓練等の実施</p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2)当該補修工事内容等の周知徹底</p> <p>(3)土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p> <p>(4)当該補修工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認</p> <p>(5)当該補修工事における災害対策訓練</p> <p>(6)当該補修工事現場で予想される事故対策</p> <p>(7)その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該補修工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、報告しなければならない。</p>	変更
<p>1.5.13 交通事故発生時等の協力業務</p> <p>工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇<u>また</u>は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1)非常電話、無線などによる通報</p> <p>(2)発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3)負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p>	<p>1.5.13 交通事故発生時等の協力業務</p> <p>補修工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1)非常電話、無線などによる通報</p> <p>(2)発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3)負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p>	変更
		(略)
<p>第6節 監督職員が行う検査</p>	<p>第6節 監督職員が行う検査</p>	
<p>1.6.1 一般</p> <p><u>1</u> 監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類<u>また</u>は立会により、出来形、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が <u>1.4.11</u>により提示した現場社内検査の結果を参考とする。</p>	<p>1.6.1 一般</p> <p>監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は立会により、出来形、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.9により提示した現場社内検査の結果を参考とする。</p>	追加

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p><u>2 受注者は、監督職員が行う検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には監督職員と協議の上、施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的となった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。</u></p>		
<p>1.6.2 検査</p> <p>1 受注者は、設計図書の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう指示した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、工事期間中、工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。</p> <p>3 前項において総括監督員が必要と認めるときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部または一部の工程について立会 または検査を行うことができる。</p> <p>4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の確認のために資料の提出を求めたときは、これに従わなければならない。</p> <p>5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.11の第3項に規定する現場社内検査責任者もしくは1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。</p> <p>6 受注者は、自ら補修または改作を行うときは、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1.6.2 検査</p> <p>1 受注者は、設計図書の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう指示した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、補修工事期間中、補修工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。</p> <p>3 前項において総括監督員が必要と認めるときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部又は一部の工程について立会 又は検査を行うことができる。</p> <p>4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の確認のために資料の提出を求めたときは、これに従わなければならない。</p> <p>5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.10の第3項に規定する現場社内検査責任者及び1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。</p> <p>6 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>変更</p>
<p>1.6.3 受注者の責任</p> <p>受注者は、補修契約書第12条に規定する現場監督員の立会を受けて調査し、若しくは検査に合格した工事材料または見本若しくは工事写真等の記録が整備された工事材料を使用したときまたは現場監督員の立会を受けて施工したときであっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。</p>	<p>1.6.3 受注者の責任</p> <p>受注者は、補修契約書第12条に規定する現場監督員の立会を受けて調査し、若しくは検査に合格した工事材料又は見本若しくは工事写真等の記録が整備された工事材料を使用したとき又は現場監督員の立会を受けて施工したときであっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。</p>	<p>変更</p>
<p>1.6.4 検査または立会の時間</p> <p>現場監督員による検査及び立会の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは指示した場合はこの限りではない。</p>	<p>1.6.4 検査又は立会の時間</p> <p>現場監督員による検査及び立会の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは指示した場合はこの限りではない。</p>	<p>変更</p>
<p>1.6.5 検査に必要な費用</p> <p>1 補修契約書第11条第2項及び第12条第7項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。</p> <p>2 受注者は、現場監督員が製作工場に滞在して立会 または検査を行う場合は、監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。</p>	<p>1.6.5 検査に必要な費用</p> <p>1 補修契約書第11条第2項及び第12条第7項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。</p> <p>2 受注者は、現場監督員が製作工場に滞在して立会 又は検査を行う場合は、監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。</p>	<p>変更</p>
		<p>(略)</p>
<p>第7節 電気工作物保安検査</p>	<p>第7節 電気工作物保安検査</p>	
<p>1.7.1 一般</p> <p>電気工作物保安検査とは、当社が別に定める自家用電気工作物の保安業務に係る電気主任技術者またはその補助を行う保安担当主務者(以下「電気主任技術者等」という。)が、自家用電気工作物に係る工事の一部または全部が</p>	<p>1.7.1 一般</p> <p>電気工作物保安検査とは、当社が別に定める自家用電気工作物の保安業務に係る電気主任技術者又はその補助を行う保安担当主務者(以下「電気主任技術者等」という。)が、自家用電気工作物に係る補修工事の一部又は全部が</p>	<p>変更</p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>完成したときに、当社電気工作物保安規程その他関連法令に基づき、電気工作物に係る工事の保安上支障がないことを確認するために行う検査をいう。</p>	<p>完成したときに、当社電気工作物保安規程その他関連法令に基づき、電気工作物に係る工事の保安上支障がないことを確認するために行う検査をいう。</p>	
		(略)
<p>第8節 検査員等が行う検査</p>	<p>第8節 検査員等が行う検査</p>	
		(略)
<p>1.8.2 しゅん功検査</p> <p>1 検査責任者は、補修契約書第28条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>4 しゅん功検査の内容 検査員等は、工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の目的物について、出来形(形状、寸法、精度、数量)、品質及び出来栄えの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>5 立会人 (1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求められることができる。 (2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求められることができる。</p> <p>6 修補 (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めるときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。 (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。 (4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。 (5) 受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。 (6) 受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、補修契約書第32条第2項</p>	<p>1.8.2 しゅん功検査</p> <p>1 検査責任者は、補修契約書第28条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該補修工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>5 しゅん功検査の内容 検査員等は、補修工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 補修工事の目的物について、出来形(形状、寸法、精度、数量)、品質及び出来栄えの検査を行う。 (2) 補修工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>6 立会人 (1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求められることができる。 (2) 検査員等は、検査に当たり、当該補修工事の受注者のほか、必要に応じ、当該補修工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求められることができる。</p> <p>7 修補 (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めるときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。 (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。 (4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。 (5) 受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自ら</p>	<p>変更</p>

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	<p>の責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。</p> <p>(6)受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、補修契約書第32条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	
<p>1.8.3 中間検査</p> <p>中間検査においては、1.8.2中「工事」とあるのは「中間検査に係る工事」と「しゅん功検査」とあるのは「中間検査」と読み替えて、それぞれ1.8.2(6)(6)を除く。)の規定を適用する。</p>	<p>1.8.3 中間検査</p> <p>中間検査においては、1.8.2中「補修工事」とあるのは「中間検査に係る補修工事」と「しゅん功検査」とあるのは「中間検査」と読み替えて、それぞれ1.8.2(7)(6)を除く。)の規定を適用する。</p>	変更
		(略)
<p>第3章 建物等補修工事</p>	<p>第3章 建物等補修工事</p>	
<p>第1節 一般事項</p>	<p>第1節 一般事項</p>	
		(略)
<p>3.1.4 既存部分等への処置</p> <p>1 受注者は、工事目的物の施工済み部分等について、汚染または損傷しないよう適切な養生を行わなければならない。</p> <p>2 既存部分の養生は、改修標準仕様書2章3節[養生]による。</p> <p>3 工事の施工に際し、既存部分を汚染または損傷した場合は、報告するとともに監督職員の承諾を受けて現状に準じて補修する。</p>	<p>3.1.4 既存部分等への処置</p> <p>1 受注者は、補修工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行わなければならない。</p> <p>2 既存部分の養生は、改修標準仕様書2章3節[養生]による。</p> <p>3 補修工事の施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は、報告するとともに監督職員の承諾を受けて現状に準じて補修する。</p>	変更
		(略)
<p>第2節 材料一般</p>	<p>第2節 材料一般</p>	
<p>3.2.1 使用材料</p> <p>1 受注者は、工事に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、標準仕様書及び改修標準仕様書の各章の定めによらなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員が材料の見本または資料の提出を求めたときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 受注者は、色、柄等について監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p>3.2.1 使用材料</p> <p>1 受注者は、工事に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、標準仕様書及び改修標準仕様書の各章の定めによらなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員が材料の見本又は資料の提出を求めたときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 受注者は、色、柄等について監督職員の指示を受けなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>3.2.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 受注者は、設計図書で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した「材料使用承諾申請書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、「材料使用承諾申請書」の提出にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的または科学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>3 前項の試験を行うときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p>	<p>3.2.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 受注者は、設計図書で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した「材料使用承諾申請書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、「材料使用承諾申請書」の提出にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は科学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>3 前項の試験を行うときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>4 第2項の試験方法については、標準仕様書、改修標準仕様書及びJISの規定に準じて行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。</p> <p>(1)使用材料(材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果)</p> <p>(2)新材料等の概要</p> <p>(3)施工実績</p> <p>(4)特徴</p> <p>(5)選定理由</p> <p>(6)その他必要と認められる事項</p>	<p>4 第2項の試験方法については、標準仕様書、改修標準仕様書及びJISの規定に準じて行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。</p> <p>(1)使用材料(材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果)</p> <p>(2)新材料等の概要</p> <p>(3)施工実績</p> <p>(4)特徴</p> <p>(5)選定理由</p> <p>(6)その他必要と認められる事項</p>	
<p>3.2.4 工事材料の品質</p> <p>1 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。</p> <p>2 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、標準仕様書、改修標準仕様書及びJIS規格に適合したものの、またはこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3 受注者は、工事材料の品質及び規格等については、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書及び改修標準仕様書に示す規格に適合したものの、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備・保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。ただし、設計図書においてJISまたはJASによると指定された材料で、JISまたはJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>5 受注者は、設計図書または標準仕様書及び改修標準仕様書において試験を行うこととしている工事材料について標準仕様書及び改修標準仕様書またはJISで指示する方法により、試験を行わなければならない。</p>	<p>3.2.4 工事材料の品質</p> <p>1 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。</p> <p>2 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、標準仕様書、改修標準仕様書及びJIS規格に適合したものの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3 受注者は、工事材料の品質及び規格等については、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書及び改修標準仕様書に示す規格に適合したものの、又はこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>5 受注者は、設計図書又は標準仕様書及び改修標準仕様書において試験を行うこととしている工事材料について標準仕様書及び改修標準仕様書又はJISで指示する方法により、試験を行わなければならない。</p>	変更
<p>3.2.5 工事材料の検査</p> <p>1 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。</p> <p>2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書及び改修標準仕様書またはJISの規定に準じて行わなければならない。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1)品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査、並びに、設計図書に定めがあるときまたは監督職員の指示があるときには成分、品質、性</p>	<p>3.2.5 工事材料の検査</p> <p>1 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。</p> <p>2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書及び改修標準仕様書又はJISの規定に準じて行わなければならない。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1)品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときには成分、品質、性能等を</p>	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>能等を確認するために必要な物理的または化学的試験により行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的または化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 設計図書に定めるJISまたはJASのマーク表示のある材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。</p> <p>(4) 受注者は、設計図書に定めがあるときまたは監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的または化学的試験を省略することができる。</p> <p>(5) 監督職員が指示した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的または化学的試験を行わなければならない。</p> <p>4 数量検査</p> <p>受注者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第1項に規定する手続きにより提出するものとする。</p> <p>5 監督職員の立会</p> <p>受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるときまたは監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証</p> <p>受注者は、材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管等</p> <p>受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。</p> <p>8 再検査</p> <p>受注者は、材料検査に不合格となったときまたは3.2.4の規定により材料を取り替えるときは、本項を準用して再検査を受けなければならない。</p> <p>9 材料の採取地</p> <p>受注者は、設計図書の定めまたは監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を報告しなければならない。</p> <p>10 受注者は、工事材料検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提出しなければならない。</p>	<p>確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。</p> <p>(4) 監督職員が指示した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。</p> <p>4 数量検査</p> <p>受注者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第1項に規定する手続きにより提出するものとする。</p> <p>5 監督職員の立会</p> <p>受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証</p> <p>受注者は、材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管等</p> <p>受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。</p> <p>8 再検査</p> <p>受注者は、材料検査に不合格となったとき又は3.2.4の規定により材料を取り替えるときは、本項を準用して再検査を受けなければならない。</p> <p>9 材料の採取地</p> <p>受注者は、設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を報告しなければならない。</p> <p>10 受注者は、工事材料検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提出しなければならない。</p>	
第4章 緊急応急対策作業	第4章 緊急応急対策作業	
		(略)
4.1.2 適用すべき諸基準	4.1.2 適用すべき諸基準	変更

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p><u>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の指示を受けなければならない。</u></p> <p>首都高速道路株式会社 構造物等点検要領 首都高速道路株式会社 地震時保全業務実施要領 首都高速道路株式会社 地震時構造物点検要領 首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領(土木編) 首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領(施設編)</p>	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <p>首都高速道路株式会社 構造物等点検要領 首都高速道路株式会社 地震時保全業務実施要領 首都高速道路株式会社 地震時構造物点検要領 首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領(土木編) 首都高速道路株式会社 地震時応急対策作業要領(施設編)</p>	
<p>4.1.3 一般事項</p> <p>1 受注者は、緊急応急対策作業に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路を良好な状態に保つようしなければならない。</p> <p>2 受注者は、緊急応急対策作業にあたり 1.1.18 に規定する緊急応急対策の作業責任者を定め、4.1.4 に定める「緊急応急対策施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、緊急応急対策作業中に、高速道路に異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。</p> <p>5 受注者は、常時、緊急出動に備えて、待機対象の標識車、作業車及び運転要員等を作業基地で出動できる状態で待機させなければならない。</p> <p>6 待機とは、監督職員から出動の指示があったときから解除の指示があるまでをいう。</p>	<p>4.1.3 一般事項</p> <p>1 受注者は、緊急応急対策作業にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路を良好な状態に保つようしなければならない。</p> <p>2 受注者は、緊急応急対策作業にあたり 1.1.18 に規定する緊急応急対策の作業責任者を定め、4.4 に定める「緊急応急対策施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、緊急応急対策作業中に、高速道路に異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。</p> <p>5 受注者は、常時、緊急出動に備えて、待機対象の標識車、作業車及び運転要員等を作業基地で出動できる状態で待機させなければならない。</p> <p>6 待機とは、監督職員から出動の指示があったときから解除の指示があるまでをいう。</p>	変更
		(略)
<p>4.1.6 緊急応急対策作業</p> <p>1 受注者は、緊急応急対策作業に当たり、高速道路及びその周辺において、昼間、夜間を問わず高速道路の維持管理上支障となる事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、監督職員の指示により待機または出動しなければならない。</p> <p>2 受注者は、緊急応急対策作業の時間、履行場所及び作業内容については、監督職員の指示を受けなければならない。また、緊急応急作業が完了したときは、速やかに報告しなければならない。</p> <p>3 受注者は、常時、連絡要員をあらかじめ指定した基地または事務所に待機させ、緊急応急対策作業が必要となる場合に備え、監督職員との連絡がとれる状態にしておかななければならない。</p> <p>4 受注者は、緊急応急対策作業のため出動するときは、無線機等を常に携帯し、緊急連絡が可能な状態にしておかななければならない。</p> <p>5 受注者は、緊急応急対策作業のため高速道路の交通規制を開始するときは、速やかに規制方法等を無線または非常電話等により監督職員及び監督職員の指示する部署に報告しなければならない。なお、作業が完了したときも同様とする。</p> <p>6 受注者は、緊急応急対策作業については、通行車両の安全に十分注意しなければならない。</p> <p>7 応急処置方法については、緊急応急処置要領の規定または監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p>4.1.6 緊急応急対策作業</p> <p>1 受注者は、緊急応急対策作業に当たり、高速道路及びその周辺において、昼間、夜間を問わず高速道路の維持管理上支障となる事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、監督職員の指示により待機又は出動しなければならない。</p> <p>2 受注者は、緊急応急対策作業の時間、履行場所及び作業内容については、監督職員の指示を受けなければならない。また、緊急応急作業が完了したときは、速やかに報告しなければならない。</p> <p>3 受注者は、常時、連絡要員をあらかじめ指定した基地又は事務所に待機させ、緊急応急対策作業が必要となる場合に備え、監督職員との連絡がとれる状態にしておかななければならない。</p> <p>4 受注者は、緊急応急対策作業のため出動するときは、無線機等を常に携帯し、緊急連絡が可能な状態にしておかななければならない。</p> <p>5 受注者は、緊急応急対策作業のため高速道路の交通規制を開始するときは、速やかに規制方法等を無線又は非常電話等により監督職員及び監督職員の指示する部署に報告しなければならない。なお、作業が完了したときも同様とする。</p> <p>6 受注者は、緊急応急対策作業については、通行車両の安全に十分注意しなければならない。</p> <p>7 応急処置方法については、緊急応急処置要領の規定又は監督職員の指示を受けなければならない。</p>	変更

Blank area for the new specification's content.

Blank area for the old specification's content.

(略)

【資料編】

【資料編】

(資料-1)各技術者等の選定及び兼任表

~~(資料-1)各技術者等の選定及び兼任表~~

変更

管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	兼任の可否												
					施工管理			安全管理				照査管理		設計管理			
					現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	×
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	×	
	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	×	
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	×	
		下請負者	複数人	必要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	兼任の可否												
					施工管理			安全管理				照査管理		設計管理			
					現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
	専門技術者(専任)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	専任技術者(常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
		下請負者	複数人	必要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

新：建築維持補修工事共通仕様書(2019年04月)																旧：建築維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)																改訂内容
安全管理	総括安全衛生監理者		元請負者	1人	必要	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	統括安全衛生責任者(常駐)		元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	×	×	×						
			混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
	元方安全衛生管理者(専属)		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
	元方安全衛生管理代理者		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
照査管理	照査担当主任技術者		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×							
	照査担当技術者		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×							
設計管理	管理技術者		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×							
	照査技術者		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	○	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×							
	担当技術者		元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							
○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる △：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる ※：統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者の相互で兼任することはできない (例：専任技術者が、元方安全衛生管理者と元方安全衛生管理代理者の両方を兼任することはできない(専任技術者が、元方安全衛生管理者もしくは元方安全衛生管理代理者のいずれかとの兼任は可)) ×：兼任できない																○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる △：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる ×：兼任できない																
																																(略)